

## 奈良県告示第百十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置を次のとおり指定した旨、奈良県郡山土木事務所長から報告があつた。

平成二十七年七月十日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 指定の場所（平成二十七年六月二十二日現在の地番による。）  
天理市中町二二九番一の一部
- 二 申請者氏名 有限会社石橋建築総合設計事務所 代表取締役 石橋豊
- 三 申請者住所 天理市岩室町五三番地一
- 四 道路の幅員 六・〇メートル
- 五 道路の延長 三三・五四五メートル
- 六 指定年月日 平成二十七年六月二十六日
- 七 指定番号 郡土第二七〇三号